

部活動の地域展開に関する基本方針

狛江市教育委員会

令和7年7月

目次

1.これまでの検討状況-----	1
1-1. 意識調査の結果等から確認できる点-----	1
1-2. 報告書で提示された今後の検討の方向性-----	2
2.各中学校・コミュニティ・スクールのゾーンの協議結果（令和7年度時点）-----	3
3.今後の方向-----	8
4.教育委員会において取り組むべきこと-----	11
4-1. 合同部活動のマニュアル作成-----	11
4-2. 部活動指導員等の拡充の検討及び役割の周知徹底について-----	11
4-3. 小学校高学年も含めた児童生徒・保護者向けの周知-----	11
5.ゾーンにおいて取り組むべきこと-----	12

1. これまでの検討状況

令和7年2月27日に狛江市立中学校の部活動等¹推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において「部活動の推進に関する報告書」（以下「報告書」という。）を取りまとめた。本報告書は意識調査（令和6年10月に実施したアンケート調査²。以下「アンケート調査」という。）や実証事業³の経過を踏まえ、その実現を図るための当面の方策について連絡協議会で協議した結果が整理されている。

1-1. 意識調査の結果等から確認できる点

同報告書の整理の前提となったアンケート調査の結果は報告書の2-2で紹介されており、この中では、教職員の8割弱が学校部活動の顧問をすることに負担を感じている結果となり、特に土日の勤務が必要なことや、大会の対応や部活動周辺業務への対応に対する負担感の他、部活動を行うことで授業計画の時間確保が難しいことへの課題認識が示された。

さらに部活動を行う生徒や生徒の保護者の期待する点については、共通して、楽しく活動することが挙げられ、技を高めることだけでなく興味の幅を増やすことへの期待も確認できた⁴。また、生徒のアンケート調査結果の自由記述からは真剣に取り組みたい旨の意見だけでなく、土日の実施等も含めて現在の部活動の運営に負担感を覚えている声も確認できた。

図表1 教職員の学校部活動の負担感



これらの意識調査の結果や各中学校へのヒアリング調査⁵（以下「ヒアリング調査」という。）からは、各学校・各部活動に応じて「する（児童生徒のプレイする）」ニーズだけでな

¹本書においては、部活動、合同部活動、地域での活動（ゆるサークル。後述）を部活動等と定義する。

²中学校の教職員は53名、中学校の保護者は295名、中学校の生徒は510名が回答。

³スポーツ庁の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」、文化庁の「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」を活用し、令和5年度はハンドボール部、野球部、令和6年度はハンドボール部、卓球部、吹奏楽部で実施した。

⁴部活動に期待する点（複数回答）について、「楽しく活動する」を選択した保護者は96%、生徒は90%となり、保護者・生徒ともに最も高い項目となった。保護者は「興味の幅を増やす」が次点（65%）で、生徒は次いで「技を高める」（67%）「大会等で勝つ」（56%）。

⁵令和7年4月～5月にかけて教育委員会が各中学校長にヒアリング（対面）を実施。

く「支える（教職員の教える）」ニーズも異なり、さらに、このニーズは毎年度変化するという実態が確認できた。

1-2. 報告書で提示された今後の検討の方向性

報告書の3-2（1）において、「本市としては「拠点校化」や「合同部活動・合同チーム」等の「地域連携」から段階的に取り組むことと、「まずは「在籍する学校にない部活動でも参加できる」「他校との交流により、学校生活への向上心が高まる」といった環境整備を着実に構築することが必要」としている。

また、同報告書の3-2（2）では、「部活動としての課題やニーズは、各学校・各部活動によりさまざまであることから、個々の部活動に寄り添った丁寧な対応が必要」であることを明記している。また、「部活動の地域移行は、生徒・保護者・学校・教育委員会が一体となって推進していくものであり、生徒や保護者への説明を丁寧に行い、理解促進を図っていくことが望ましい」としている。

これらを踏まえれば、合同部活動も含めた、部活動の地域展開⁶の推進に向けて、各中学校やコミュニティ・スクールのゾーンに応じた協議を行うことが重要である。

ただし、合同部活動について昨年度行った実証事業後のアンケート調査の結果⁷を踏まえれば、実証で確認できた生徒・保護者の満足度は維持しながらも参加する教職員の負担感が減るよう、部活動指導員等の充実について検討を行うことが必要だと考えられる。

【まとめ】

①各学校・各部活動に応じて「する」ニーズ、「支える」ニーズは異なり、また毎年度ニーズは変化する。

②8割弱の教員は負担に感じており、①のニーズに応じて見直す必要がある。

⁶「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 最終とりまとめ」（令和7年5月16日公表）において、「地域移行」という名称から「地域展開」に名称変更することとなった。これを受け、本資料においても「地域展開」という表現を用いる。なお、最終とりまとめにおいては、名称変更の理由について「①学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを明らかにするとともに、②活動内容等についても、学校部活動における部活動指導員等の配置等を意味する「地域連携」よりも更に取組を進め、地域に存在する人的・物的資源（学校の体育・スポーツ・文化施設を含む）を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指していくという意図」があるとしている。

⁷合同部活動の実証に参加した者のうち、教職員6名、保護者36名、生徒34名がアンケート調査に回答をした。教職員6名のうち、業務負担の軽減が「なし」とした者は4名となった。休日部活動の満足度について、生徒は「とても満足した」が11名、「満足した」が20名となった。保護者は「とても満足した」が19名、「満足した」が13名となった。

2. 各中学校・コミュニティ・スクールのゾーンの協議結果（令和7年度時点）

前述のとおり、合同部活動も含めた、部活動の地域展開の推進に向けて、各中学校やコミュニティ・スクールのゾーンに応じた協議を行うことが重要との認識のもと、各中学校の所属するゾーンで令和7年度から改めて現在の部活動の意義と進めるべき方向性について協議が行われた。協議の結果は以下のとおり。

図表2 コミュニティ・スクールのゾーンでの協議・検討方法と主な意見

学校名	協議・検討方法	主な意見（各中学校の報告より）
狛江第一中学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ CS ゾーンでの協議 ■ 教職員、CS 委員へのアンケート調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部活動の負担感が大きいと感じる教員が多く、この点について保護者や地域住民は十分に理解していない可能性がうかがえた。 ■ 部活動指導員の確保や、意義のある合同部活動や地域での活動等の検討が必要だとする意見もあった。 ■ <u>地域で活動を見守る人材の確保は可能性がある</u>。事故、怪我の発生時の責任所在などの<u>運営のルール作りが必要</u>である。
狛江第二中学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ CS ゾーンでの協議 ■ 保護者説明会での周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 数年前より、部活動の地域移行・地域連携に向けて動き出し、その趣旨もよく理解できている。 ■ CS 委員としても全面的に協力したいが、最大の課題は、生徒が活動する <u>16時～18時ころの時間帯に合わせて実際に指導できる人材を見つけ辛いこと</u>である。現在この時間帯に動くことができる人材の確保に向けて協力したい。 ■ 保護者会において、部活動が教員の「休憩時間」や、「勤務時間外」の活動であることを説明し、負担増とならないよう各部の保護者の協力をお願いした。
狛江第三中学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ CS ゾーンでの協議 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若手の教員が審判を担い、その審判で不平不満を言われることもある。苦しい思いをしている教員も<u>少なくない現状</u>がある。 ■ 教員は<u>部活動に関する報酬（兼業兼職）</u>が得られれば、モチベーションが上がるのではないかと。 ■ 子どもたちが前向きに取り組み、主体性を育てるという意味では、部活動の教育的意義は大きいと思う。友達と同じスポーツをすることに意味はある。何を目標に設置するかはその集団に拠る。<u>最終的に</u>

		<p>は子どもたちの思い次第だろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>現在の子どもたちにあった部活動の運営が必要だ</u>と思う。
<p>狛江第四 中学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ CSゾーンでの協議 ■ 保護者説明会での周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 狛江市としてどこに焦点を当てているのか、ビジョンはどうなのかがぼやけている。しっかりと<u>方針を出してほしい</u>。 ■ <u>9年を通じた枠組み</u>で考えられないか。そうすれば、様々なスポーツを継続して取り組むことができるだろう。(現状では、小学校でサッカーをやっている、四中に行くとならなくなってしまう。その状況を変えていくためにも、五小のサッカーとの連携や協働を模索していき、子どもたちが頑張れるようにしたい。) ■ <u>持続可能な形</u>を作してほしい。2～3年やってダメではなく、今後継続的に四中ゾーンとして子どもたちのためにできるよう、狛江市もバックアップ願いたい。 ■ 同じ学校でメンバーが集まり、みんなで努力を重ねていく、まとまりに勝るものはない。部活動は、勝ち・負けではなく、<u>教育的価値</u>が大きい。しかし、<u>新しい形を模索していくことは決して悪いことではなく、子どもたちのために必要なことだ</u>。

上記の協議の過程を経て、令和7年6月時点では、部活動等は以下の位置づけとすることとなった。

図表3 令和7年度における中学校の各部活動等の位置づけ

学校名	現時点では 1つの学校単体で部活動を行うことが望ましいもの	合同部活動を行うもの(行う予定のもの)	部活動という形態ではなく、地域における活動として行うことが望ましいもの
<p>狛江第一 中学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女バスケットボール部 ■ 女子バレー部 ■ 吹奏楽部 ■ 初級スポーツ部 ■ 自然研究部 ■ 美術部 ■ 文芸部 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 野球部 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 該当なし

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女ハンドボール部 ■ 卓球部 		
狛江第二 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ サッカー部 ■ 女子テニス部 ■ 女子バドミントン部 ■ バスケットボール部 ■ バレーボール部 ■ 吹奏楽部 ■ 合唱部 ■ 美術部 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 野球部 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 該当なし
狛江第三 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女硬式テニス部 ■ サッカー部 ■ 男子バスケットボール部 ■ 女子バスケットボール部 ■ 女子バレーボール部 ■ バドミントン部 ■ 吹奏楽部 ■ イラスト・手芸部 ■ 園芸部 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 野球部 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 卓球サークル
狛江第四 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女バスケットボール部 ■ 女子バレー部 ■ 吹奏楽部 ■ 合唱部 ■ 美術部 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 野球部 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男子バレーサークル ■ サッカー部 ■ 囲碁サークル

(注) 図表3において、現時点で部活動として存在するものは、「部」と表記し、それ以外は「サークル」と表記している。

上記の協議やアンケート調査の結果(学校別)を踏まえると、コミュニティ・スクールの各ゾーンには、以下の特徴があると言える。(令和7年度6月時点)

図表4 ゾーンごとの部活動の特徴と今後期待される点

学校名	ゾーンにおける部活動等の特徴と、期待される点
狛江第一 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部活動の意義について、心身の鍛錬や社会性の育成だけでなく、自己選択の居場所やデジタルデトックスの場所といった点も挙げられている。 ■ ただし、部活動に関する教職員の負担の認識は他中学校と同程度に高い。 ■ これまでも合同部活動の拠点校として取り組んだ経験もあり、地域住民も、部活動の発展的な展開について積極的に意見が表出されている。

	<p>➔ 今後は、保護者に加え地域住民の前向きな意見も活用しながら、<u>合同部活動や地域における活動への展開が進むことが期待される。</u></p>
狛江第二中学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教職員の負担の認識は4つの中学校の中で相対的に見ればやや低く、希望外の部活動の顧問をしている割合が（他校が5～6割なのに対し）2割となっている。 ■ また地域や保護者も、部活動維持について、教職員の負担軽減が急務であるという認識を持っている。 <p>➔ 今後は、部活動を主軸としながらも、<u>保護者の一層の理解を得て、部活動指導員や技術指導員等の積極的な活用を行うことや、合同部活動の拠点校として取り組むことも期待される。</u></p>
狛江第三中学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教職員の負担感に関する認識と部活動として維持する場合は兼業兼職など待遇面の改善の必要性が提示されている。また、個人種目（バドミントン・テニス等）の部活動が複数あるが、特に大会開催時は試合会場が分かれるために顧問の負担が大きく、課題認識が強くある。 ■ 今の部活動の制度がこの先続いた場合、部活動の顧問を引き受けたいと思うかという点について、4つの中学校の中で相対的に見れば、引き受けたくないとする割合が高い状態にある。 ■ 他方、他中学と比べると、保護者のニーズとしては「大会に勝つ」という点はやや少ない。 <p>➔ 今後は、<u>生徒・保護者のニーズを丁寧に把握した上で、部活動として継続する場合は、負担軽減の観点からも、兼業兼職などの制度を活用することが期待される。</u>また、<u>保護者の一層の理解を得て、地域における活動への展開が進むことが期待される。</u></p>
狛江第四中学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学校段階では地域の指導組織が堅固なものがある等、地域の支える力があり、また、<u>小・中9年間を通じたスポーツ・文化の活動場所の確保が必要となっている。</u> ■ 現時点では部活動の担ってきた教育的効果の大きさを理解しつつも、部活動に関する教職員の負担の認識は他中学校と同程度に高い。また、現時点では学校単独で実施可能な部活動も、顧問の人事異動等により継続しない可能性もある。<u>学校の魅力の維持に加え持続可能性の側面からも検討が必要である。</u> <p>➔ 今後は、これまで部活動が果たしてきた意義も踏まえつつ、持続可能性の観点からも地域展開の可能性を一層検討することが期待される。その際、<u>個人スポーツ（テニス・バドミントン・卓球）を行う場がない点にも着目することが望ましい。</u></p>

また、今回のコミュニティ・スクールの協議の中では、以下の要望があり、これらの点はゾーンに限らず、狛江市教育委員会全体として検討を行う必要がある事項といえる。

【生徒を中心に据えた、多様な環境の整備の必要性】

- 生徒の「やりたいこと」、教職員の「希望」、保護者の「意向」、地域支援者の「協力」をマッチングさせた、新しい地域移行型・社会教育・生涯学習型の部活動を展開していくべき。
- 中学生の心身の成長にとって部活動が重要な役割を果たすことを踏まえ、多様な活動形態を用意することで、生徒の選択肢を広げ、教職員の働き方と合わせやすくなることは非常に時宜を得た提案。合同部活動を行う場合は「二校同士の合同活動」が現実的ではないか。（徒歩10～15分程度の移動時間であれば、平日放課後も実施可能）
- 部活動を縮小するならば、放課後に身体を動かしたい生徒の受け皿として、校庭や体育館を自由に遊べる場所として開放することも有効。（KoKoAのような位置付けの場所の設置。）（※脚注9参照）
- 活動時間が短くなり、大会での目標達成が難しくなるのであれば、兼部の推奨や、教員の異動等に左右されず生徒の要望に応じて部活動を新設できるような柔軟な制度を導入し、新たな魅力やメリットを生み出すべき。

【既存の仕組みの見直しの必要性】

- 現在の外部指導員から、資質、定年、安全管理と責任、活動内の人間関係やトラブル対応などについて意見や案を伺うべきではないか。
- 中体連等のルールの中にはニーズにそぐわない部分があるのではないか。

【まとめ】

- ①各中学校・コミュニティ・スクールのゾーンに応じ、今後の方針は異なるが、どの中学校においても部活動等の発展的な展開に向けて、保護者や地域と連携した一層の取組が期待される。
- ②一部の中学校からは、学校施設を活用できる仕組みやルールの提案を期待する意見があった。
- ③生徒のニーズを中心に据え、活動場所を「減らす」だけではない方向で進める必要性について意見があった。

3. 今後の方向

2. のとおり、多くの中学校では「する」ニーズと「支える」ニーズが合致している部活動が現時点では存在しており、一律に合同部活動や地域での活動に転換していくことは地域の実情に即しているとは言い難い。

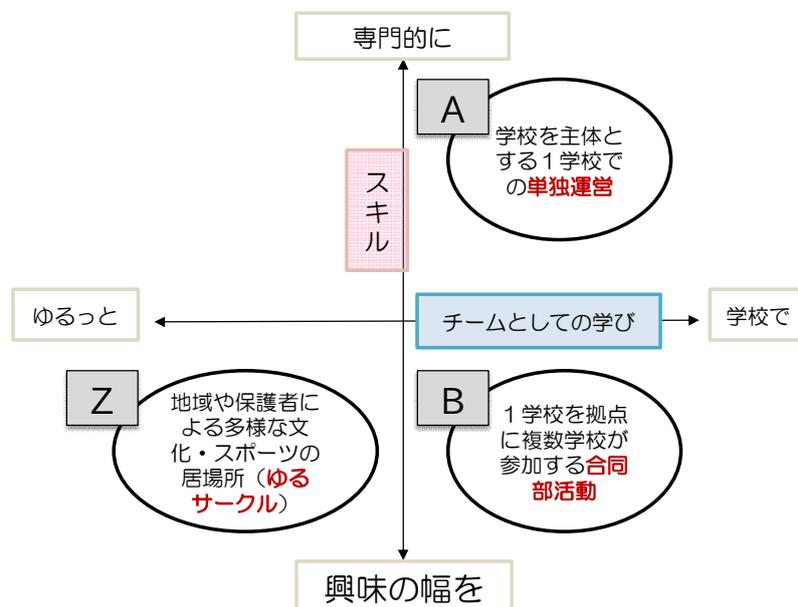
他方で、1. 2. のとおり、教職員の負担は大きく、また教職員の健康・福祉を管理する観点からも現状追認を行うことは適切であるとは言えない。ただし、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 最終とりまとめ」（令和7年5月16日公表⁸）において、学習指導要領における取扱いは「今後、更なる検討・具体化を進める」としており、今後、学校が部活動の地域展開に向けて果たすべき役割は不透明な状況にある。

これらを踏まえれば、令和8年度までの間は、各活動の果たす意義に応じて、2つの部活動の種別と、1つの地域での活動の3つの区分に整理したうえで、意義に応じた活動を推進していくこととする。

区分の整理に際しては、コミュニティ・スクールのゾーンごと、中学校ごと、部活動ごとのニーズに応じて毎年度検討を行い、その検討結果をコミュニティ・スクールから市教育委員会に報告することとする。なお、検討は前年度の2月頃に小学校6年生の状況も踏まえて「する」ニーズの状況を予測し、当該年度の4月中旬に「支える」ニーズと、正確な「する」ニーズも踏まえた検討を行うことが望ましい。

検討を行う際には以下の枠組みで検討を行うこととする。

図表5 部活動等の意義に応じた3つの区分



※縦軸について、技術の高低だけでなく、1競技に特化したものと、複数競技を包含する取組も想定し設定している。

⁸ 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

図表6 3つの区分ごとの活動の意義や指導体制等

	A：単独運営の部活動	B：合同部活動 ⁹	Z：地域での活動（ゆるサークル）
実施の意義	<p>【横軸】学校を基盤としたチームとしての学びの機会である。</p> <p>【縦軸】1つのスポーツ・文化について専門的に学び、高める機会である。</p>	<p>【横軸】学校を基盤としたチームとしての学びの機会である。</p> <p>【縦軸】興味の幅を広げる機会である（必ずしも1つのスポーツ・文化に限らない）。</p>	<p>【横軸】地域を基盤とし、ゆるやかに集まり学ぶ機会である。</p> <p>【縦軸】興味の幅を広げる機会である（必ずしも1つのスポーツ・文化に限らない）。</p>
実施場所	所属する生徒の学校	所属する生徒が最も多い学校を基本とする	学校以外の場所を基本とする（学校を利用する場合は学校開放の枠組みを用いる ¹⁰ ）。
指導者（「支える」人）	実施希望のある教職員が顧問となる。（実施希望が乏しい場合は部活動指導員 ¹¹ の活用を積極的に検討する。）	所属する生徒が最も多い学校において、実施希望のある教職員が顧問となることを基本とする。参加する児童生徒のいる学校では窓口となる教職員（管理顧問）を設定する。（実施希望が乏しい場合は部活動指導員や技術指導員等の活用を積極的に検討する。）	地域住民（保護者含む）や地域活動を振興する団体を基本とする。

⁹ 令和7年度時点では、野球について3つの中学校（一中、二中、四中）が休日に合同部活動を行っており、一中・四中については平日も合同部活動を行っている。また、サッカーについて一中・四中が平日・休日ともに合同部活動を行っているが、今後のニーズは不透明な状況にある。なお、ここでいう合同部活動は4つの中学校すべてを合同にする必要はなく、2校以上が参加するものを指す。

¹⁰ この点、2. での意見を踏まえれば、小学校における放課後子ども教室（KoKoA）を参酌し発展させた位置づけを検討することも必要。検討に際しては、学校にあることによる利点（アクセス性と活動場所の継続的な確保等）と留意点（活動者の位置づけが不明瞭等）を踏まえて検討することが必要。

¹¹ 令和6年度時点で39部活動（うち運動部が25部活動、文化部が14部活動。合同部活動は1とカウントしている。合同部活動を参加する学校ごとにカウントすると43部活動となる。）に対し令和7年度の部活動指導員は14名の配置となっている。また、顧問教員が必要な技術指導員は15名程度の配置となっている。

費用負担	現状の部費（年間単位）を基本とする ¹² 。	現状の部費（年間単位）を基本とする。	運営主体に応じ、参加者が1回あたりの費用を負担する。（3,000円程度以内を基本とする。）
保険	日本スポーツ振興センターによるスポーツ共済保険	日本スポーツ振興センターによるスポーツ共済保険 なお、自転車を利用する場合は自転車損害賠償保険等に加入 ¹³ すること。	スポーツ安全協会による、スポーツ安全保険 ¹⁴ （年間800円/人）

また、令和9年度以降は、上述のとおり、学習指導要領改訂の動き等、国・都の動きも踏まえ、改めて基本方針の見直しを行う。

【まとめ】

- ①部活動等について3つの区分に応じて、各部活動・中学校・コミュニティ・スクールのゾーンにおいて毎年度検討を行い、教育委員会に報告することを令和8年度までの基本方針とする。
- ②令和9年度以降は、国・都の動きも踏まえ、改めて基本方針の見直しを行う。

¹²運動部では令和6年度で年間0円～7,000円の部費を設定している。吹奏楽部については最大21,500円の部費を設定している。

¹³「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において義務化されているもの。

¹⁴4名以上であることが加入条件。

4. 教育委員会において取り組むべきこと

令和7年度中に、教育委員会において取り組むべき事項として、①合同部活動のマニュアル作成、②部活動指導員等の拡充の検討及び役割の周知徹底、③小学校高学年も含めた保護者向けの部活動の地域展開に関する周知の3点が挙げられる。

4-1. 合同部活動のマニュアル作成

まず①合同部活動のマニュアル作成について、令和7年度時点で実施されている野球・サッカーの2種類の合同部活動の実践知見を基に、合同部活動を円滑に推進するべく、論点について一定の方向性を示すマニュアルを作成する。また、地域での活動（ゆるサークル）については、ニーズの高まりに応じ、小学校における放課後子ども教室（KoKoA）を参酌し発展させた位置づけも含め検討を行う。なお、本マニュアルについては令和8年度以降、合同部活動の対象範囲の拡大に伴い、見直しを行っていくことを想定している。

4-2. 部活動指導員等の拡充の検討及び役割の周知徹底について

続いて、②部活動指導員等の拡充の検討及び役割の周知徹底についてである。部活動指導員は、「する」ニーズに見合った「支える」力を教職員で担保できない場合に（暫定的ではあるが）有効な支援策となる。しかし現状では、43程度ある部活動に対し、14名の部活動指導員の予算措置となっており、部活動指導を担う教職員の8割弱が負担感を覚えている状況には、量的な側面だけで見ても充足している状況とは言い難い。これらを踏まえれば、部活動指導員の予算措置の拡充を検討することが必要である。さらに合同部活動の実証後のアンケート調査結果（令和6年度）の自由記述からは、部活動指導員を配置している状況においても、大会等の対応や土日の対応を教職員が担っている旨の意見があり、中学校へのヒアリング調査を踏まえれば、部活動をする生徒や保護者、また教職員に対し、部活動指導員の役割の周知が必要となる。

なお、現在の部活動指導を担う教職員の2割程度は負担感を覚えておらず、一部の教職員は部活動指導に高い専門性を保有している。これを踏まえれば、部活動指導に高い専門性を有する教職員が兼業兼職を希望する場合に、報酬支払いに関する予算措置の検討も進めることが必要となる。

4-3. 小学校高学年も含めた児童生徒・保護者向けの周知

また、中学校へのヒアリング調査によれば、小学校高学年の保護者の中には、中学校の部活動の種類や運営状況について十分な情報を得られていない可能性があり、小学校で取り組むクラブ活動との接続についても必ずしも充実した情報環境にあるとは言えない。同様に中学校の部活動について、持続可能性の観点からも見直す必要があるといった時代潮流について把握していないケースもある。これらを踏まえれば、小学校高学年も含めた児童生徒・保護者向けに部活動の地域展開について、定期的に周知する必要がある。

また、令和8年度においては上記の事項に加え、地域での活動（ゆるサークル）を実施する上での安全管理等の留意事項等の整理を行い、地域での活動が安全安心に継続できるような最低限のルール作りに取り組む。

【まとめ】

- ①令和7年度においては、合同部活動のマニュアル作成、部活動指導員等の拡充の検討及び役割の周知徹底、小学校高学年も含めた保護者向けの部活動の地域展開に関する周知の3点に取り組む。
- ②令和8年度においては上記の事項に加え、地域での活動（ゆるサークル）を実施する上での安全管理等の留意事項等の整理を行う。

5. ゾーンにおいて取り組むべきこと

コミュニティ・スクールのゾーンごと、中学校ごと、部活動ごとのニーズは毎年度変化することが想定される。このため、各コミュニティ・スクールのゾーンでは、中学校が主体となりながら、毎年度「する」ニーズと「支える」ニーズを基に、部活動等の意義について検討を行い、その検討結果をコミュニティ・スクールの各ゾーンから市教育委員会に報告することとする。

なお、検討は前年度の2月頃に小学校6年生の状況も踏まえて「する」ニーズの状況を予測し、当該年度の4月中に「支える」ニーズと、正確な「する」ニーズも踏まえた検討を行うことが望ましい。

当面の間は、部活動の地域展開に向けて部活動指導員が果たす役割が大きいため、予算案の検討を行う教育委員会とも密に連携を行うことが望ましい。

【まとめ】

- ①コミュニティ・スクールの各ゾーンは毎年度、現状の「する」ニーズと「支える」ニーズを基に、部活動等の意義について検討を行い、その結果を市教育委員会に報告する。